

施策名	目標7-3石綿健康被害救済対策											担当部局名	環境保健部 企画課 石綿健康被害対策室									
施策の概要	石綿の健康被害の救済に関する法律(以下「石綿法」という。)に基づき、被害者及び遺族の迅速な救済を図る。											政策評価実施予定時期		政策評価実施時期	令和6年8月							
達成すべき目標	石綿による健康被害を受けた者及びその遺族に対し、医療費等を支給するための措置を講ずることにより、石綿による健康被害の迅速な救済を図る。また、石綿による健康被害に関する調査研究を推進する。											政策体系上の位置付け	7. 環境保健対策の推進									
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	第五次環境基本計画(平成30年4月17日閣議決定)																					
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値								測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠					達成				
		基準年度		目標年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度											
1	石綿法に基づく認定業務の進捗状況(療養者からの医療費等の申請に対する認定・不認定決定までの平均処理日数)(日)	173日	H18年度	120日(平成18年度の3割減)	—	120	120	120	120	131	—	—	・石綿による健康被害の迅速な救済を図るためには、認定業務に係る期間を短縮することが重要であり、療養者からの医療費等の申請に対する認定・不認定決定までの平均処理日数を指標として選定。 ・事務手続の効率化や必要な提出書類に関する医療機関への周知等の取組を実施することにより、平成26年度以降は、制度発足当時(平成18年度)の平均処理日数(173日)の3割減(120日)を維持するよう目標を設定(令和5年度まで)、令和6年度からは、過去5年実績(平成31年度～令和5年度)の平均値(164日)より2割以上短縮した平均131日以内となるよう目標を設定。					×				
					210	177	162	173(速報値)	—	—	—											
測定指標	基準		目標		施策の進捗状況(目標) 施策の進捗状況(実績)								測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠					達成				
		基準年度		目標年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度											
2	石綿読影の精度確保等調査事業の参加自治体数	32自治体	R2年度	前年度以上の参加自治体数	R6年度	30自治体	32自治体	34自治体	34自治体	33自治体	—	—	・自治体の石綿読影精度向上や効果的・効率的な健康管理の在り方について検討を行うためには、事業により多くの自治体が参画することが期待されるため、前年度以上の参加自治体数を得ることを目標としている。 ・また、石綿読影の精度向上のためには多くの知見を収集する必要があるため、読影調査結果を評価・検証するためには事業開始から5年程度を要することから、目標年度は令和6年度に設定している。					×				
					32自治体	34自治体	34自治体	33自治体	—	—	—											
達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号		達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号		達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号		達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号		達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号				
(1)	石綿問題への緊急対応に必要な経費(平成18年度)	1、2、3		173	(5)	—		—	—	(9)		—	—	—		(13)	—	—	—	(17)	—	—
(2)	—	—		—	(6)	—		—	—	(10)		—	—	—		(14)	—	—	—	(18)	—	—
(3)	—	—		—	(7)	—		—	—	(11)		—	—	—		(15)	—	—	—	(19)	—	—
(4)	—	—		—	(8)	—		—	—	(12)		—	—	—		(16)	—	—	—	(20)	—	—

評価結果		(各行政機関共通区分)	③相当程度進展あり	
	目標達成度の測定結果	(判断根拠)	①石綿健康被害の迅速な救済を図るため、認定・不認定の決定までの平均処理日数の目標を平成26年度以降120日に設定し、令和元年度まではこれを達成していたが、新型コロナウイルスの影響により医学的判定に係る審議を一時期中断したこと等により、令和2年度から令和5年度は目標を達成できなかった。このような状況を受け、平時・緊急時を問わず医学的判定の審議が継続できるよう令和4年度から石綿健康被害判定業務ICT化システムを導入した。これらの取組により、石綿法に基づき、令和5年度は1,143(速報値)件(令和4年度:1,057件)が認定され、被害者及び遺族の救済は着実に進んでいる。 ②石綿ばく露による健康被害の可能性のある方について、健康管理の在り方を検討するため、読影精度確保等調査を実施。自治体の読影精度向上のためには、より多くの自治体が参画する必要があるため、前年度事業未実施の自治体に参加を促した結果、1自治体が新規に参画したが、2自治体から辞退があり、全体で33自治体が参画した。	
	目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等	①認定・不認定の決定までの平均処理回数については、新型コロナウイルスの影響により医学的判定に係る審議を一時期中断したことによる、審議待ちの案件や再審査を要する案件により多く対応したことから、平均の処理日数の短縮が叶わなかった。 ②参画する自治体については、自治体の検診の機会を活用しての調査であり、対象者が少ない場合でも事務的な負担があるため伸び悩んでいると考えられる。		
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 【測定指標】	①認定・不認定の決定までの平均処理回数については、令和6年度から体制の強化を行ったところであり、効率化も含めた改善に努めたい。 ②読影調査結果を評価・検証するために、より多くの自治体に参画して頂き知見を収集する必要があり、引き続き自治体への働きかけを行っていく。	
学識経験を有する者の知見の活用	・中央環境審議会環境保健部会石綿健康被害判定小委員会において、石綿による健康被害の救済に係る医学的判定について審議をいただいている。 ・有識者による「石綿ばく露者の健康管理に関する検討会」において、石綿ばく露者の健康管理の在り方について検討をいただいている。 ・中央環境審議会石綿健康被害救済小委員会において、石綿健康被害救済制度の施行状況について評価及び検討をいただいている。		SDGs目標との関係	【主な目標】 石綿の健康被害の救済に関する法律に基づき、石綿による健康被害を受けた者及びその遺族に対し、医療費等を支給するための措置を講ずることにより、石綿による健康被害の迅速な救済に務めた。また、石綿による健康被害に関する調査研究を推進した。これらにより、目標3番「すべての人に健康と福祉を」の達成に貢献できた。 【副次的効果が期待される目標】 石綿読影の精度確保等調査事業を実施することにより、自治体の既存検診の機会を利用した石綿関連疾病の早期発見が促されている。これにより、自治体から委託を受けた医師の読影精度も向上することが考えられ、目標8番「働きがいも経済成長も」への達成に貢献できた。
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	・石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査の主な結果及び今後の考え方について(最終とりまとめ)(石綿ばく露者の健康管理に関する検討会報告書(令和2年3月)) ・令和5年度石綿健康被害救済制度運用に係る統計資料(独立行政法人環境再生保全機構)【作成中】			